



島根県報

平成24年2月28日（火）

第2,370号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	3
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
土地改良事業変更計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	6

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6
---------------	-------------	---

【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止		6
------------	--	---

告 示

島根県告示第106号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成24年2月28日から施行する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県職員採用試験の項中「限る。）」の次に「並びに種目別に定めた基準を満たさなかった種目」を加え、「第2次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位」を「第2次試験の総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目」に改め、同表の島根県警察官採用試験の項中「限る。）」の次に「並びに種目別に定めた基準を満たさなかった種目」を加え、「第2次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位」を「第2次試験の総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目」に改め、同表の島根県職員採用選考試験（人事委員会が実施するものの内、第1次試験及び第2次試験に分けて実施するものに限る。）の項中「係るものに限る。）」の次に「並びに種目別に定めた基準を満たさなかった種目」を加え、「第2次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位」を「第2次試験の総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目」に改め、同表の島根県職員採用選考試験（人事委員会が実施するものの内、第1次試験及び第2次試験に分けて実施するものを除く。）の項中「及び総合順位」を「総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目」に改める。

島根県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
福間内科医院	松江市雑賀町70-2	平成24年2月1日
弥栄中央薬局	浜田市弥栄町木都賀イ530-3	平成24年2月1日

島根県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 つかさ	出雲市平田町1953-3	居宅介護支援	つかさケアプラ ンセンター	出雲市平田町1953 -3	平成24年1月18日
有限会社 つかさ	出雲市平田町1953-3	通所介護	つかさデイサー ビスセンター	出雲市平田町1953 -3	平成24年1月18日
有限会社 つかさ	出雲市平田町1953-3	介護予防通所	つかさデイサー	出雲市平田町1953	平成24年1月18日

		介護	ビスセンター	－3	
有限会社 司	出雲市斐川町莊原3169 －28	短期入所生活 介護	ショートステイ ココ莊原	出雲市斐川町莊原 3169－28	平成24年1月25日
有限会社 司	出雲市斐川町莊原3169 －28	介護予防短期 入所生活介護	ショートステイ ココ莊原	出雲市斐川町莊原 3169－28	平成24年1月25日
株式会社 みのり	出雲市下古志町624	通所介護	あおぞらデイサ ービス 川跡	出雲市中野町268 －6	平成24年2月14日
株式会社 みのり	出雲市下古志町624	介護予防通所 介護	あおぞらデイサ ービス 川跡	出雲市中野町268 －6	平成24年2月14日
株式会社 ラッシュ	松江市西嫁島1丁目3 番30号	通所介護	あおぞらデイサ ービス	松江市西嫁島1丁 目3番30号	平成24年2月6日
株式会社 ラッシュ	松江市西嫁島1丁目3 番30号	介護予防通所 介護	あおぞらデイサ ービス	松江市西嫁島1丁 目3番30号	平成24年2月6日
福間 安彦	松江市雑賀町70－2	居宅療養管理 指導	福間内科医院	松江市雑賀町70－ 2	平成24年2月1日
福間 安彦	松江市雑賀町70－2	介護予防居宅 療養管理指導	福間内科医院	松江市雑賀町70－ 2	平成24年2月1日

島根県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
大坂 智典	出雲中央整骨院	柔道整復	出雲市塩冶有原町6－47－2	平成24年1月27日
石原 健輔	石賢接骨院	柔道整復	松江市東出雲町錦新町3－8－4	平成24年2月27日

島根県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人スマイルライン松本歯 科医院	医療法人スマイルライン松本歯 科・矯正歯科医院	松江市西川津町4282番地1	平成23年12月1日

島根県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成24年2月1日

島根県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 真生会 山藤医院	大田市長久町長久口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生会 山藤医院湊分院	大田市五十猛町字野田239-4	平成23年12月31日

島根県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	居宅療養管理指導	医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成24年2月1日
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	介護予防居宅療養管理指導	医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成24年2月1日

島根県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 真生会	富山県射水市下若89-10	居宅療養管理指導	医療法人 真生会 山藤医院	大田市長久町長久口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生会	富山県射水市下若89-10	訪問看護	医療法人 真生会 山藤医院	大田市長久町長久口336-85	平成23年12月31日

医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	訪問リハビリテー ション	医療法人 真生 会 山藤医院	大田市長久町長久 口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防居宅療養管 理指導	医療法人 真生 会 山藤医院	大田市長久町長久 口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防訪問看護	医療法人 真生 会 山藤医院	大田市長久町長久 口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防訪問リハビ リテーション	医療法人 真生 会 山藤医院	大田市長久町長久 口336-85	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	居宅療養管理指導	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	訪問看護	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	訪問リハビリテーシ ョン	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防居宅療養管 理指導	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防訪問看護	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日
医療法人 真生 会	富山県射水市下若89 -10	介護予防訪問リハビ リテーション	医療法人 真生 会 山藤医院湊 分院	大田市五十猛町字 野田239-4	平成23年12月31日

島根県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次の土地改良区から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 2 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来市土地改良区	中海干拓地安来工区国営中海土地改良事業（干拓）に伴う施設維持管理事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第116号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成20年島根県告示第126号による保険に付すべき義務は、平成24年2月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

恵曇加入区

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

益田市高津4丁目地内

面積 6,169.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市殿町1番地

島根県知事 溝口 善兵衛

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第23-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、ごぎの繁殖保護を図るため次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

平成24年2月28日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平田 民夫

禁止する河川	禁止する期間
（斐伊川水系頓原川支流） 牛谷川、内谷川及び位出谷川（飯南町頓原27の3地先の砂防ダムより上流）	平成24年3月1日から平成27年2月28日まで
（高津川水系紙祖川支流） 伊源谷川	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
（高津川水系福川川支流） 右ヶ谷川	平成24年3月1日から平成27年2月28日まで